

1.2. 水平社より問われてきた、經典のなかの差別語と差別思想

1922年(大正11)年3月3日、水平社が発足し、その糾弾の矛先は、被差別部落の圧倒的多数を門徒とする東西両本願寺に向かった。

水平社の決議文には、以下のようにある。

部落民の絶対多数を門信徒とする東西両本願寺がこの際我々の運動に対して包蔵する意見を徴収し、其の回答によれば機宜の行動をとること

水平社が本願寺に要求したのは、差別撤廃の運動への参加であった。その具体的なものが、被差別部落への「募財の停止」であり、教団の「色衣堂班」を撤廃し、教団解釈の「業」にみられる教学上の差別温存・助長を促す解釈を変更し、さらに「旃陀羅」にみられる「經典」上の「差別語」と「差別思想」を改めていくものであった。それは、教団の財政面(募財)、組織面(堂班)、教義面(教学理解)のすべてにわたっている。

そして、もう一点、水平社は、「經典」のみならず、さらには親鸞の著作における「旃陀羅」解釈に対して、語字訂正を求めた。

1.3. 1935年、全国水平社の本願寺問責第2回の会見において、井元鱗之氏が「業」「旃陀羅」の問題を提起している。後年、その時のことについて、井元氏は、次のように述べている。

私ども部落解放運動にかかわってきた者にとりまして最も焦点となるのは、宿業説と申しましょうか、因果応報、自業自得の語句で代表される因果論を中心とする「業」の解釈の問題と、それに関連した旃陀羅問題であります。皆さんはすでにご承知のことと思いますが、全国の各地で説教師が旃陀羅を口にし、その旃陀羅は日本における特殊部落民であり、それは前世で犯した罪の報いとして現世で特殊部落に生まれてきたものである。と高座の上から公然と説教し、差別問題を惹起し紛争を招いた事実は枚挙にいとまがないほどであります²⁾。

1.4. 全水大会告知 昭和15年8月20日号

全水、親鸞の浄土和讃の語字訂正を要求

以前からの懸案たる観無量寿経及び親鸞聖人の和讃中の「旃陀羅」解釈は適切でないと感じる。即ち旃陀羅を非道徳的なものとして解することは断じて誤りであり、然もさうした曲解が差別観念を如何に多く助長して来たか判らない。場合に依っては經典の語字訂正も必要ではないかと信ずる

から徹底的な研究と善処を要請したい。

右に対して梅原氏より「二つとも問題の性質上よく協議をした上で御趣旨に添うようにいたしたい」との答弁があり一略一

因みに此の会の意義は—中外日報の見解に従えば—全水運動史及び融和運動史において所謂、歴史的な記録事で懇談の内容もさることながら、会そのものを持ち得たことが今後の本問題の発展の上に益する所は甚大であろう³⁾。

1.5. 1971 (昭和46) 年 3 月

本願寺に「旃陀羅」を糾す

山本政夫、井元麟之両氏は雑誌「大乘別冊」の差別問題について両本願寺に抗議し、この時、旃陀羅という差別言葉についてはきわめて不適當であり、しかも、それは観無量寿經の禁母縁の部分であって所謂、釈尊の金口の説法がまだはじまっていない部分であるから、それを(旃陀羅)を訂正し削除してもなんら観經を傷つけるものではないと信じる。

本願寺の見解をただした際、阿部総務は、

經典の一字一句といえども変更する意志はないと、拒絶の意志をあらわした。同時に同席していた某総務は、観經は(異經)であるという説もある。是旃陀羅の表現が不適當(差別)であることを、言外に同意の意を示唆したと考えられる発言である。なお、観無量寿經は、四世紀後半、中央アジアで成立した經典であると推定されている。サンスクリット・チベット本は、現存しない⁴⁾。

1.6. 2013年 7月25日 中央本部・広島県連と浄土真宗本願寺派が第1回協議

經典の差別—「旃陀羅」問題で議論—なぜ90年も放置されてきたのか

中央本部・広島県連と浄土真宗本願寺派が教義上の問題を議論する第1回協議が7月25日、広島別院でおこなわれた。—中略—今回は、浄土真宗の根本經典である『観無量寿經』の「是旃陀羅」問題が取り上げられた。經典の中に「母を殺すようなものは『旃陀羅』」との内容があり、「旃陀羅」はインドのカースト制度で人間外の人間とされた身分で、「日本では穢多・非人の類のもの」と説明されてきた歴史がある。

県連側は、本願寺派が発表した資料に対し、以下の様に反論している。

①水平社創立以来提起しているにもかかわらず90年間もなぜ放置されてきたのか。②本願寺派の現在の解説(親鸞聖人は自身を「いしかはら つぶてのわれら」としていることから「旃陀羅」を「差別する立場に立って

いない」という解釈は、短絡的で無理がある。③「旃陀羅」云々の部分は差別でも經典自体は差別克服を意図したものである」としている点についても、差別され、痛めつけられている者こそ大事にするのが仏教ではないのか。④「過去帳」を開示した寺院が、かつて被差別部落の門徒20数軒を追放した問題を真剣に考えてほしい—などと提起した。

本願寺側は、「貴重な意見をもらった。よく協議して、『旃陀羅』問題を整理していきたい」と述べた⁵⁾。

水平社創立から90年が過ぎ、改めて東西両本願寺教団に対して、「旃陀羅」問題という、「經典」そして宗祖・親鸞の著作における「差別語・差別思想」の問題が提起されたわけである。中央本部・広島県連と浄土真宗本願寺派の協議は2年6回にわたって行われる予定ですすめられている。

2. 中央本部・広島県連と浄土真宗本願寺派の協議内容の論点

中央本部・広島県連と浄土真宗本願寺派の協議の論点は、ほぼ浄土真宗本願寺派の第1回・第2回の報告に対する中央本部・広島県連の反論に尽くされているように思われる。

2.1. 親鸞の立った立場は、「屠沽の下類」を「われら」とする立場であるから、「旃陀羅」を「われら」と認識していた。したがって、親鸞の「旃陀羅」は差別肯定しているわけではないとし、ひいては親鸞の「旃陀羅」の文章は、問題ないとする。

仲尾俊博『宗教と部落差別—旃陀羅』の考察—⁶⁾

親鸞が『旃陀羅』を人間差別肯定として受け止めていなかったということは、親鸞の基本的立場が、社会の底辺に立っている大衆の側にあって、一握りの貴族には関心を示していなかったからである。そのことの表明が『唯信抄文意』であり、この本は建長二(一二五〇)年十月十六日に制作されている。(盛岡本誓寺蔵奥)。またこの年、幕府は延暦寺、大和の悪党の乱暴を禁圧しているのである。この『唯信抄文意』の中で屠沽の下類の往生のことを説いているのである。

ひとすぢに具縛の凡愚・屠沽の下類、無碍光仏の不可思議の本願、広大智慧の名号を信樂すれば、煩惱を具足しながら無上大涅槃にいたるなり。具縛はよろづの煩惱にしばられたるわれらなり、煩は身をわづらはす、惱はこころをなやますといふ。屠はよろづのいきたるものをころし、ほふる

ものなり、これはれふしといふものなり。沽はよろづのものをうりかふものなり、これはあき人なり。これらを下類といふなり。

「能令瓦礫變成金」といふは、「能」はよくといふ、「令」はせしむといふ、「瓦」はかはらといふ、「礫」はつぶてといふ。「變成金」は、「變成」はかへなすといふ、「金」はこがねといふ。かはら・つぶてをこがねにかへなさしめんがごとしとたとへたまへるなり。れふし・あき人、さまざまのものは、みな、いし・かはら・つぶてのごとくなるわれらなり⁷⁾

この『屠沽の下類』こそ『わりら』なりという一体感に立っているところに親鸞の真骨頂があるのである。『具縛の凡愚・屠沽の下類』と自己のありようのあさましさを懺悔するところに、親鸞の基本的立場があつたのである。

どろどろとした現実、大衆の食うものもなく死をまつばかりの身をどうすることもできない無力な自己に対して苦しみ悩み、そこから仏の慈悲を通しての御同朋御同行の世界を開示することが親鸞の願いであつた⁸⁾

本願寺の発表者は、この仲尾俊博の文章を引用し、親鸞が自己を旃陀羅と同じ立場に認識していたと解釈する。

宗祖は日蓮とは異なり、『旃陀羅の子』というかたちでは自己の立場を述べてはいない。しかし、誰の子であろうと、『具縛の凡愚・屠沽の下類』であるならばもろともに「いしかはらつぶて」の「われら」であるとの立場を明かしている。仲尾の指摘を推し進めるならば、親鸞聖人は禁母縁の旃陀羅をわれらと認識しておられると考えることができる⁹⁾

しかし、それは広島県連の側より、以下の指摘がなされ、本願寺からの返答はなされていない。

親鸞聖人の基本的立場が『屠沽の下類』こそ『われら』なりであつたことに疑いを挟む余地はないとしても、それをもって「『旃陀羅』を人間差別肯定として受け止めていなかった」と結びつけるのは、あまりにも短絡的で、それを結びつけるための論理が必要である。¹⁰⁾

広島県連からの指摘を整理すると、本願寺の文章には二つの問題点があるということになる。

一つには、「屠沽の下類」を「われら」とすることが、「旃陀羅」を「われら」

とすることにはならない。

二つには、もしそうであったと実証されても、だからといって直ちに親鸞の「是旃陀羅とはじしめて」が差別的内容を持たなくなるわけではないということである。

一については、後に論究する。二については、「差別は主観的に差別の意図があったかなかったかの問題ではなく、客観的にどのような意識を人々に植え付けたかということが問題」¹¹⁾という広島県連の指摘で尽くされているといえよう。

2.2. 親鸞は、『教行信証』において「すべての救いから最も遠い存在」として「一闡提」として自己の存在を位置づけ、その救いを明らかにしている。そこに「旃陀羅」も救われるという論理を明らかにしていることで、親鸞は「旃陀羅」差別の意識はなかったとするもの

ここで想起すべきことは『教行信証』信巻で示される視点です。信巻では善導の『法事讃』の「廻心皆往」の文など併せ、聖道門などにおいて成仏の可能性がまったくないとされる一闡提も、またいかなる人も廻心すれば成仏するといえます。したがって、親鸞聖人の視点は、旃陀羅も阿闍世も韋堤希も一闡提も、廻心し二種深信よって仏道を歩めば、成仏することだと思います。ただこの機の深信の視点は、差別社会の中で考えれば、自己をみつめ仏道を歩むことから課題を克服していこうとするものですから、差別社会自体の変革(この場合でいえば旃陀羅差別をなくすこと)に直接向かう方向にはなっていない面があります。二種深信の教えはあくまで主体の内実を問うものですが、差別社会自体の変革に対していかに立ち上がっていくのか道筋を明確にしていく側面は大きな課題と思います。¹²⁾

この文章に対しては、広島県連から次の指摘がなされている。

親鸞聖人の立場については、一闡提成仏の道を示されたとし、「成仏の可能性無しとの一闡提とみなされ、〈旃陀羅〉と〈恥ぢしめ〉られた阿闍世こそは、宗祖自らに投げかけられた言葉だと受け取った」との受け止めはあまりに短絡的で主観的である。¹³⁾

親鸞が「旃陀羅」に対して上記2.1が「社会的立場を同じくした」という論であるなら、上記2.2は、「自己認識を同じくした」という論であるといえよう。しかし、親鸞は一闡提であるとの自己認識が「旃陀羅」を自己とするということと同一であるということをごくにも記してはいない。社会的立場

の「旃陀羅」と自己認識としての「一闍提」とは、直ちに同一とすることはできない。

2.3. 『観経』の「是旃陀羅」の文言は差別意識の中にあるが、その一言をもつて『観経』を差別経典とすることはできないとする立場。

『観経』の『是旃陀羅』について、まず第一にはっきりさせておかなければならないのは『観経』の中の登場人物である月光大臣・耆婆医師の『是れ旃陀羅なり』という発言は差別発言であるということである。—中略—そこから、それでは『観経』は差別経典かという問題が出てくる。もちろん『観経』は差別経典ではないし、かえって差別を克服しようとして意図している経典であることはいうまでもないことである。そこに第二の問題として注意しなければならないのは視座の問題である。—略—しかし、問題はこれが『観経』に出てくるからと言ってただちに『観経』の視座であるとは言えないということである。たとえば差別を克服しようという願いをもってかかれた、小説家Aの小説Bの中の一登場人物が差別発言をしているからといって直ちに作者Aが差別者であるとは言えないし、また小説Bという作品が差別図書とも言えないのと同じである¹⁴⁾

この点に関しても、広島県連はその誤りを次のように指摘する。

大谷派の教学研究所長を務めた西田氏の論理の誤りは、差別に焦点を当て、それを克服しようとする小説で、登場人物の一人が差別をし、最終的にその愚かさが明らかになるというケースにおいてのみ許されるのであって、『観経』全体がいくら良い教を説いていたとしても、その中に被差別者を踏みつけて差別を当然とするような内容、比喩があるとすれば、それは差別が刻み込まれた差別『経典』といわなければならない。『観経』の「旃陀羅」差別については、その不条理をなじる表現は何一つなく「旃陀羅」は貶められたままである。よって小説を例にした西田氏の言い訳は、この「旃陀羅」差別のケースに当てはまらない。¹⁵⁾

2.4. 経典の中の差別を、反面教師とするため削除しないとする立場

いま、この「旃陀羅」も、煩惱具足の凡夫の陥る負の財産として、また批判精神や批判原理を持たないあり方に対する絶えざる反省と慚愧の語として、常に向き合っていく姿勢を持ち続けなければならないことを明らかにするべきであります。¹⁶⁾

この点に関しても、広島県連から次の批判がなされている。

これは『経典』の「旃陀羅」部分の削除、変更は困難との立場から、「反面教師」とする論である。だが、教団内で相次いで差別事件を引き起こしている教団、僧侶が、安芸教区が提起した『経の絶対視は現実には避けられない—略—差別の固定化に繋がらざるをえない』危険性こそあれ、『反面教師』にできる保証はない。また差別や不条理な現実を『反面教師』として残すという論理がまかり通れば、この世の中から差別や不条理を永遠に消し去ることはできない。¹⁷⁾

3. 『観経』の「是旃陀羅」について、いかに考えるか

3.1. 『観経』の「是旃陀羅」の出处

ときに阿闍世、守門のものに問はく、「父の王、いまになほ存在せりや」と。ときに守門の人まうさく、「大王、国の大夫人、身に蜜を塗り、瓔珞に漿を盛れて、もつて王にたてまつる。沙門目連および富楼那、空より来りて王のために法を説く。禁制すべからず」と。ときに阿闍世、この語を聞きをはりて、その母を怒りていはく、「わが母はこれ賊なり。賊と伴なればなり。沙門は悪人なり。幻惑の呪術をもつて、この悪王をして多日死せざらしむ」と。すなはち利剣を執りて、その母を害せんと欲す。ときにひとりの臣あり。名を月光といふ。聡明にして多智なり。および耆婆と王のために礼をなしてまうさく、「大王、臣聞く、『毘陀論経』に説かく、〈劫初よりこのかたもろもろの悪王ありて、国位を貪るがゆゑにその父を殺害せること一万八千なり〉と。いまだかつて無道に母を害することあるを聞かず。王いまこの殺逆の事をなさば、刹利種を汚さん。臣聞くに忍びず。これ旃陀羅なり。よろしくここに住すべからず」と。ときにふたりの大臣、この語を説きをはりて、手をもつて剣を按へて却行して退く。ときに阿闍世、驚怖し惶懼して耆婆に告げていはく、「なんぢ、わがためにせざるや」と。耆婆、大王にまうさく、「つつしんで母を害することなかれ」と。王、この語を聞いて懺悔して救けんことを求む。すなはち剣を捨てて止まりて母を害せず。内官に勅語し深宮に閉置して、また出さしめず。¹⁸⁾

3.2. 1988年出版の『浄土真宗聖典—注釈版』の補注「9.旃陀羅」の説明

倫理的な善悪の行為と、民衆支配のためにつくりあげた身分制度とはまったく別種のものであるのに、両者を結びつけて、刹利種(クシャトリア)は善を行うもの、旃陀羅は悪をおこなうものというように見る誤った

社会意識が聖典の中にさえ反映していることの一例であろう¹⁹⁾

ここでは、本願寺教団が公式に『経典』について初めて書いた大事な視点がある。それは、宗祖親鸞が拠り所とした『経典』にも誤ちを含んでいるということへの言及である。それは『経典』を頭から「無謬」のものとして捉える見方へ風穴をあけ、一つの思想を記した「テキスト」として読む視点への突破口を開いたといえよう。

3.3.『観経』に差別的言辭・内容があることの意味

結論から言えば、『観経』の「是旃陀羅」は差別的な内容であるといわざるをえない。特定の卑賤視されている存在を、相手の行為を貶めるための譬喩として用いており、これは差別言辭の典型的な例であり。それは否定できない。

しかし本来『観経』は 人間における生得的・後得的差異や格差は、仏道の証果(往生、成仏)を得るにあたってはいかなる意味も影響ももたらさない、あらゆる者が平等にして同等の証果を得ることを明らかにする、それが浄土教の思想の根本であることを明らかにしようとした経典である。その経典に差別的言辭・内容があることは何を意味するのか。それは差別の根深さを物語っているといえよう。

経典は仏道の証課を得るための仏説であると同時に、歴史的に作成されたテキストでもある。時代社会の意識から全く自由であることはあり得ない。仏説として説かれた経典においてもなおこのような問題があるということは大きな示唆である。

ちなみに『仏説観無量寿経』宋元嘉中曇良耶者訳(『浄土真宗聖典一註釈版一』)の中の「是旃陀羅」の箇所を1958(昭和33)年『意訳聖典浄土三部経』(親鸞聖人700回大遠忌事務所)と1996(平成8)年『浄土真宗聖典-浄土三部経(現代語版)』(浄土真宗聖典編纂委員会)のものを比較してみる。

それによって明らかになったことは、1958年度版では「是旃陀羅」の箇所は敢えて避けて訳していないのに、96年版では「このようなことは旃陀羅のすることです」と直訳しているが、そこには補注を付ければ問題なしという意識が垣間見える。「是旃陀羅」の問題は、補注によってカバーのできるような問題ではない。

4. 親鸞の『観経和讃』をどう理解し、如何にすべきと考えるか？

4.1. 親鸞の『観経和讃』の出拠

恩徳廣大釈迦如来 韋提夫人に勅してぞ
 光台現国のそのなかに 安楽世界をえらばしむ
 頻婆娑羅王勅せしめ 宿因その期をまたずして
 仙人殺害のむくひには 七重のむろにとぢられき
 阿闍世王は瞋怒して 我母是賊としめしてぞ
 無道に母を害せんと つるぎをぬきてむかひける
 耆婆・月光ねんごろに 是旃陀羅とはぢしめて
 不宜住此と奏してぞ 闍王の逆心いさめける²⁰⁾

4.2. 1988年出版の『浄土真宗聖典—注釈版』の補注「9.旃陀羅」の説明

親鸞聖人が〈是旃陀羅とはじしめて〉といわれた時、『観経』の経説に準拠して、母を殺すような行為は極悪非道であって、最も恥ずべきことであるということを強調するためであって、旃陀羅を悪人であるときめつけるためでなかったことはあきらかである。一中略一われわれは、親鸞聖人が造悪を恥じしめようとした本意を性格に聞き取るとともに、旃陀羅を恥ずべきものとみなすような理解に陥らないように十分注意をして聖典を拝読しなければならない²¹⁾

ここに書かれているように、『観経』に書かれた「是旃陀羅」は差別であるが、それに準拠して、何の註釈も説明もなく書かれた『観経和讃』の「是旃陀羅とはじしめて」と記した親鸞の和讃は、「十分注意をして聖典を拝読しなければならない」と「読み方の注意を言うのみ」でその内容に触れていない。つまり、差別的な文章であるということはここでは避けている。しかし『観経』に準拠し、何の説明も注意書きもない和讃が問題なしというのではこの「補注」の論理の一貫性はない。浄土真宗本願寺派がはじめて『観経』の文言の差別性にふれたが、親鸞の文言にはそれ以上踏み込めなかった、この『浄土真宗聖典—注釈版』の発刊時点の限界といわざるをえない。

4.3. 「是旃陀羅とはぢしめて」を、差別的な内容であると認めることから止まる。

親鸞の『観経和讃』は76歳の時に記されている。その『観経和讃』は、『観経』に「準拠」して記されており、従ってそれはそのまま差別的な言辞・内容であるといわざるをえない。先にも述べたように、『観経』において、耆婆

がバラモン教の経典『毘陀論経』の論理で阿闍世を説得する場面をそのまま記しており、それは差別的内容である。

4.4. 親鸞の『観無量寿経集註』にみる「旃陀羅」の受け止め

京邑神州はあに旃陀羅をして主とならしめんや、此れ即ち宮城を擯出す意。二つには王国にありと雖も、わが宗親を損ずるは遠く他方に擯し、永く無聞の他に絶つたんにはしかず。²²⁾

『観無量寿経集註』の作られた時期は親鸞の吉水門下時代(29歳から35歳)と言われる。その時代に『観無量寿経』を学び、自ら註をつけていったのが『観無量寿経集註』である。

「旃陀羅と辱められた者は、決して王となることは不可能で城より出て行くべきだ」と親鸞自身が註をつけている。これは『毘陀論経』の論理そのままであり、これが親鸞の最初の『観経』を通しての旃陀羅理解であることがわかる。

4.5. 親鸞にとって「旃陀羅」とはいったい何であったのか

では親鸞にとって「旃陀羅」とは一体で何であったのかを問わざるを得ない。親鸞は「いしかわらつぶてのごとくなるわれらなり」を自らの社会的立場とし、最も仏法の救いから遠い存在「一闍提」を自己認識として、その成仏(証果)の道を実践的・論理的に明かしていった。それは親鸞の歩んだ道であると同時に、親鸞のあきらかにした、すべての人間の大乘仏道である。

その親鸞にとって被差別者であった「旃陀羅」は当然キーとなるべき存在である。「旃陀羅」の成仏は基本的課題であったと考えられるからである。

『聞持記』には、²³⁾「〈愚智を簡ばず〉といふは、[性に利鈍あり]。〈豪賤を扱ばず〉といふは、[報に強弱あり]。〈久近を論ぜず〉といふは、[功に浅深あり]。〈善悪を選ばず〉といふは、[行に好醜あり]。〈決誓猛信を取れば臨終悪相なれども〉といふは、[すなはち『観経』下品中生に地獄の衆火、一時にともに至ると等いへり]。〈具縛の凡愚〉といふは、[二惑まつたくあるがゆゑに]。〈屠沽の下類、刹那に超越する成仏の法なり。一切世間甚難信といふべきなり〉といふは、[屠はいはく、殺を宰る。沽はすなはち醜売。かくのごとき悪人、ただ十念によりてすなはち超往を得、あに難信にあらずや。]²³⁾

「屠者」とは「殺を宰る」者、インドにおいては「施陀羅」の仕事とされていたものである。「沽」とはすなはち「酒を売る者」であり、「正しい商売」とはされず「賤しい商売」とされた。²⁴⁾

『聞持記』の引用文は、「屠者」や「酒を売る者」、当手下類と位置づけられた人たちの成仏(証果)の道を実践的・論理的に明かしていったのが、親鸞であったといえよう。そして、親鸞は78歳の時、『唯信抄文意』はその「屠沽の下類」を「われら」として生きると著すのである。

ひとすぢに具縛の凡愚・屠沽の下類、無碍光仏の不可思議の本願、廣大智慧の名号を信樂すれば、煩惱を具足しながら無上大涅槃にいたるなり。具縛はよろづの煩惱にしばられたるわれらなり、煩は身をわづらはす、悩はこころをなやますといふ。屠はよろづのいきたるものをころし、ほふるものなり、これはれふしといふものなり。沽はよろづのものをうりかふものなり、これはあき人なり。これらを下類といふなり。²⁵⁾

4.6. 親鸞がメモした「屠児宝蔵」の伝記(『西方略伝』)

長安居児姓は京氏。名は宝蔵。善導和尚人に勧めるは念仏に因る。長安、斷肉の人、無買者満つ。遂に刀を持つ。寺に詣り、意に和尚を害せんと欲す。これを見て西方を指現す。すなわち発心す。身命を捨て浄土に生ずるを求めんと誓う。高樹に上って阿弥陀仏十声を念ぜしむ。樹に随いて終る²⁶⁾

(善導大師の教化によって念仏の声は洋々として漲り、長安の都の人々は肉食を食するひとが少なくなった。宝蔵の商売はあがったりで商売ができなくなり倒産した。これは皆善導大師が因であると恨み憎悪の念は念仏隆昌とともに高まりついに、宝蔵は刀を隠して大師を殺害せんと大師の住房に入り、血相をかえて刀をもって大師にせまった。大師は従容として念仏しを称えなが、静かに西方を指された。すると、たちまちそこには微妙莊嚴の浄土が現われた。その光景に驚いた宝蔵は、大師の前に身を投じて懺悔陳謝し、熱心な念仏行者となった。)

親鸞自身が屠児である宝蔵の伝記をメモしていたことは、屠児の成仏について大きな関心をもっていたことは間違いない。そしてそれが『聞持記』の引用、そして『唯信抄文意』につながっていると考えられる。

4.7. 善導の「施陀羅」理解

王いまこの殺母をなさば、刹利種を汚さん」といふ。「刹利」といふは、

すなはちこれ四姓の高元、王者の種なり、代代相承す。あに凡碎に同じからんや。「臣不忍聞」といふは、王、悪を起して宗親を損辱するを見ば、悪声流布せん。わが性望恥慚するに地なし。「是旃陀羅」といふはすなはちこれ四姓の下流なり。これすなはち性、匈悪を懐きて仁義を閑はず。人の皮を着たりといへども、行ひ禽獸に同じ。王は上族に居して、押して万基に臨む主なり。いますでに悪を起して恩に加ふ、かの下流となんぞ異ならんや。²⁷⁾

善導の旃陀羅理解がいかに差別的であるか、この解釈をみれば一目瞭然である。親鸞自身も『観経疏』は『教行信証』に引用しており、善導のこの旃陀羅理解は当然知っていたわけである。

善導の旃陀羅への差別的な理解と、善導が『観経』を通して明らかにしようとした、人間における生得的・後得的差異や格差を超えてあらゆる者が平等にして同等の証果を得ることを明らかにした『観無量寿経義疏』の主題とは本来相容れないものである。しかし、それが一冊の著書の中に記されていることもまた事実である。親鸞自身もそれをテキストとして学んだわけである。

4.8. 親鸞の「是旃陀羅とはじしめて」から教えられること

『観経』が人間における生得的・後得的差異や格差を超えてあらゆる者が平等にして同等の証果を得ることを明かす經典であるにもかかわらず、「是旃陀羅」というバラモン教の差別思想が入り込んでいた。さらにそれを浄土思想として展開した善導においても、「是旃陀羅」の理解は非常に差別的なものであった。

そして親鸞においては、「いしかわら つぶてのごとくなるわれらなり」を自らの生きる社会的立脚地とし、被差別者である「屠沽の下類」が「刹那に超越する成仏の法」を明らかにし、自らを最も成仏の法から遠い「一闍提」との自己認識の中で格闘し、万人平等なる成仏道を明らかにせんとした。

しかし、その親鸞においても「是旃陀羅とはじしめて」の和讃にみられる差別的表現が残るのである。

その後の真宗教団が「旃陀羅」を「エタ」として布教したことは、親鸞以後の教団の伝道布教に問題があったのであり、親鸞に全く責任はなしとはならない。唯の一言であっても差別的文言が原因で、差別が作られて来たと言わざるを得ない。

「是旃陀羅」の問題から、私たちは差別に反対し、問題を明らかにしようとする者においてなお差別心・差別意識が、本人に自覚されない形でも有り

続けるということ、学ばなければならないであろう。どれだけ学び、社会的立場と自覚的に認識を深めても「差別心がある」ということを見失ったり忘れてしまわないことこそが、差別問題に取り組む者に最も重要なことであると教えられるものである。

そして、親鸞自身がそのことを身をもって私達に提示しているのが「是旃陀羅」問題であるといえよう。

5. おわりに——信仰と「経典」、そして「宗祖」

キリスト教徒がバイブル「聖書」を拠り所とし、イスラム教徒がコーランを拠り所とするように、仏教徒にとっては仏陀の説いた教え「経典」がその拠り所である。

しかし、江戸時代の思想家、富永仲基は仏陀が説いたとされる経典は、歴史学的には「阿含経」などごくわずかなもので、いわゆる大乘経典といわれるものは釈尊滅後四・五百年たって成立したと主張、明治期の仏教学者、村上专精は「大乘非仏説論」を主張し、現在では概ねその考え方によっているといえよう。

さらに、その後の仏教学研究の中で、経典は翻訳の中で、翻訳されたその地域、中央アジアや中国の思想をその中に取り込みながら成立していることをあきらかにしてきた。2007年に発刊された藤田宏達の『浄土三部経の研究』は、法然・親鸞が所依の経とした三部経（『無量寿経』『観無量寿経』『阿彌陀経』）の文献学的研究の現時点における到達点といえよう。

このように、「仏典は金口の説法」としてきた時代から、その後に明らかになってきた事実を受け入れながら、なお「仏典」を「聖典」としているのである。そして今、それは直接には水平社結成以来、被差別の立場からの問いという視点で改めて「仏典」が問われているわけである。

「伝道とは、譬えていえば水車のごとし。水車が宙に浮いては、水車は回らず。水車が水に浸かりすぎても水車は回らず。その時代地域の思想(水)につまりながら、それを仏法に転じていく」、それが仏法伝道の方法である。

したがって、経典には編纂・翻訳された時代や地域の思想が仏法への否定的ツールとして反映されることは当然なことである。それが無いということは、観念論に落ち込んでいくということである。

しかし問題は、仏法に転じて表現されるのではなく、その地域の思想に逆に呑み込まれて、それを仏典とするものもあらわれ、それは「偽経」とされてきた。また偽経にはならなくても、現代の差別・被差別という視点から見

れば問題となる表現が仏典の中に見られるのも事実である。仏典は編纂され翻訳される中で、様々な要素を取り込みながら今日、私たちの前にあるのであり、仏典と言えどその表現には時代の制約があるのも事実である。

経典を釈迦の絶対無謬の金口の説法として、権威づけ読誦してきたのはいつからであろうか。当初は口述し伝承していたものが、文字に残されるという過程をたどっている。さらには、経典読誦は先祖供養と結びつき、呪文と化してきた。そこには経典を一つのテキストとして読むという姿勢とは別のものとなっている。

親鸞は「教行信証」に「指月の譬」の以下の文章を載せている。

『大論』(大智度論)に四依を釈していはく、「涅槃に入りなんとせしとき、もろもろの比丘に語りたまはく、〈今日より法に依りて人に依らざるべし、義に依りて語に依らざるべし、智に依りて識に依らざるべし、了義經に依りて不了義に依らざるべし。法に依るとは、法に十二部あり、この法に随ふべし、人に随ふべからず。義に依るとは、義のなかに好悪・罪福・虚実を諍ふことなし、ゆゑに語はすでに義を得たり、義は語にあらざるなり。人指をもつて月を指ふ、もつてわれを示教す、指を看視して月を視ざるがごとし。人語りていはん、《われ指をもつて月を指ふ、なんぢをしてこれを知らしむ、なんぢなんぞ指を看て、しかうして月を視ざるや》と。これまたかくのごとし。語は義の指とす、語は義にあらざるなり。これをもつてのゆゑに、語に依るべからず。²⁸⁾

つまり、「語(言葉)」の指し示したのを見よ、明らかにしていけということである。親鸞自身の「語」もその例外ではない。たとえ親鸞の言葉でも、差別的内容であれば差別的内容であると明らかにしてゆくことが「語」によらず「義」によれといったのである。

『経典』の削除・変更ということは、親鸞自身行ったことではない。しかし、「是旃陀羅」を巡る、そこにある本質的問題が水平社以来問われて90年、様々な理屈をつけて変更を拒んできたことは今まで見たとおりである。今、この問いの前に親鸞が立ったならどうするであろうか。

「巻末註」とするのか。「左訓」とするのか。「脚注」とするのか? 「削除・変更」とするのか。それとも「不拝読」とし逆に「問題あり」という意味をもたせるのか。もう一つ「何もしない」という選択肢もあるが、それは親鸞

の方法からすれば最も遠く、非親鸞的な向き合い方であろう。

「削除・変更」し、「左訓」か「脚注」にて「是旃陀羅」とあったことを記すことが、この『観経』「是旃陀羅」が『観経』成立以来抱え、そして本当の意味で問われ続けてきた問題に対する一つの答えではなかろうか。

さらには、「是旃陀羅」の問題を契機として、水平社以来問われている「業・宿業」を巡る『大経』の「五悪段」の問題、さらには近年指摘され問われてきた女性差別・障がい者差別の表現の問題もある。それは経典にも親鸞の著作にも、そして親鸞以降の本願寺教団も同じように抱えてきた問題が同じように問われてきたのである。『親鸞思想に魅せられて』（小森龍邦著）は経典成立から現代まで抱えてきた問いの集大成であり、なおかつ其の中において人間解放の筋道を明らかにせよという課題をつきつけられた書である。

今後仏教の教えに生きんとする者は、だれもがこの書の問いに対して如何に応答するかが、求められている。

【注】

- 1) 広島県連の小森龍邦が『業・宿業観の再生』を著したのが1986年、ちょうど全日本仏教会所属の教団が1983年から1984年にかけて過去帳調査を行い、1985年より浄土真宗本願寺派安芸・備後両教区の僧侶に対して糾弾学習会が始まっている。そして1987年から広島県連・安芸・備後の三者の同朋三者懇話会の中から、1992年全国の本願寺派の僧侶を対象に基幹運動僧侶研修会が始められた。そのテーマの一つが「業・宿業」であり、従来の「個人業」＝不共業、「社会業」＝共業という考え方から、「歴史的社会的集積」＝共業、「その歴史的社会的集積」が一個人の肩にかかること＝不共業というように読みかえを提示し、大きな影響を与えている。
- 2) 『部落解放史 ふくおか』第8号 1977年7月号。
- 3) 『宗教と部落差別』（仲尾俊博著）18頁 「旃陀羅」解釈抗議の経過。
- 4) 『部落差別と旃陀羅-仏典における旃陀羅解の研究-』（林 久良）102頁。
林はこの本で、「旃陀羅」に関わる東西本願寺の教団への申し入れのみならず、旃陀羅に関わる教団内外の文献を丁寧に拾い上げ、紹介している。
- 5) 「解放新聞広島版」2013年8月25日版。
- 6) 『宗教と部落差別』（仲尾俊博著）123頁～。
- 7) 『浄土真宗聖典 註釈版』「唯信抄文意」707頁～ 仲尾俊博の『宗教と部落差別』では『真宗聖教全書』Ⅱ-628頁。
- 8) 「第1回部落解放同盟との教学に関する学習会発表資料 -「是旃陀羅」について- 作成者 浄土真宗本願寺派総合研究所 坂原英見 2013(平成25)年7月25日(木)14:00～ 於：本願寺広島別院大会議室 部落解放同盟との教学に関する学習会委員会」7頁～。
- 9) 同10頁。

- 10) 「第77回同朋三者懇話会発表資料 2014.2.5 尾道市人権文化センター部落解放同盟広島県連合会「旃陀羅」差別に対する本願寺派の「見解」を批判的に分析する」6頁.
- 11) 同6頁.
- 12) 第2回2013年12月5日「部落解放同盟広島県連合会からのご質問に対して(ご報告)」4頁.
- 13) 2014.9.10 本願寺派との第4回協議にあたって 部落解放同盟中央本部・広島県連合会 2頁.
- 14) 原文は『真宗宿業論』西田真因著258頁一にある。その文章を、「第1回部落解放同盟との教学に関する学習会発表資料－「是旃陀羅」について－作成者 浄土真宗本願寺派総合研究所 坂原英児 2013(平成25)年7月25日(木)14:00～ 於：本願寺広島別院大会議室 部落解放同盟との教学に関する 学習会委員会」で引用したものである。その引用意図は、「一部に差別語があっても差別経典とはいえない」という西田の説の紹介というよりも、「親鸞聖人は月光・耆婆の側なのか、凡愚底下のつみびとの側なのか、仲尾・西田は共通した認識にたっていると思う」(同、11頁)にある。しかし、ここに敢えて西田真因説を②としたのは、西田が「是旃陀羅」を差別発言としていることにある。
- 15) 「第77回同朋三者懇話会発表資料 2014.2.5 尾道市人権文化センター 部落解放同盟広島県連合会 「旃陀羅」差別に対する本願寺派の「見解」を批判的に分析する」7頁.
- 16) 第2回2013年12月5日「部落解放同盟広島県連合会からのご質問に対して(ご報告)」5頁.
- 17) 第77回同朋三者懇話会発表資料 2014.2.5 尾道市人権文化センター 部落解放同盟広島県連合会 「旃陀羅」差別に対する本願寺派の「見解」を批判的に分析する」7頁.
- 18) 『浄土真宗聖典 註釈版』88頁.
- 19) 『浄土真宗聖典 註釈版』1561頁－補注「9.旃陀羅」の説明 当該文章1563頁.
- 20) 『浄土真宗聖典 註釈版』569頁.
- 21) 『浄土真宗聖典 註釈版』1561頁－補注「9.旃陀羅」の説明 当該文章1563頁.
- 22) 『定本親鸞聖人全集』第7巻23頁.
- 23) 『浄土真宗聖典 註釈版』『顕浄土真実教行証文類』248頁.
- 24) 『仏教にみる差別の根源』(林久良著 16頁)「屠者」が「旃陀羅」の職業であることを、「法華経」など多くの経典をあげている。また「武器の売買生きものの売買肉の売買酒の売買毒の売買」が正しい商売ではないと『ブッダのことば』より引用している。
- 25) 『浄土真宗聖典 註釈版』「唯信抄文意」707頁～.
- 26) 『親鸞聖人全集』写伝編2－200頁.
- 27) 『浄土真宗聖典 七祖篇』364頁.『観経玄義分 卷第一序分義義』第2巻.
- 28) 『浄土真宗聖典 註釈版』414頁.